

東吾妻町議会告示第1号

地方自治法第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

東吾妻町議会平成25年第5回臨時会において、条例制定請求代表者 内海辰男氏が直接請求された東吾妻町立学校給食調理場設置条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者へ意見を述べる機会を付与したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月30日

東吾妻町議会議長 橋爪 英夫



記

- 1 案件名 東吾妻町立学校給食調理場設置条例について
- 2 日時 平成25年11月1日（金）午前10時
- 3 場所 東吾妻町議会議場
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者
- 5 意見を述べる時間 20分以内。  
ただし、議会において特に許可を得たときは、この限りでない。